

# 令和2年度 上杉小学校 いじめ防止基本方針

令和2年3月 改訂  
上越市立上杉小学校

## 1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある重大かつ深刻な人権問題である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が日ごろから些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場なくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童の自己肯定感や自己有用感を育む学校づくりを行う。

## 2 いじめ防止対策組織

「いじめ防止・不登校対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。校長、教頭、教務主任、生活指導主任、生活指導部員、養護教諭等で構成し、必要に応じて、学校訪問カウンセラーやJAST（上越安心サポートチーム：上越市教育委員会）等と連携する。

### \*\* いじめ防止対策組織の役割 \*\*

ア 本校における「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・教育期別アンケートや学校評価アンケート等で防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。（卒業後、5年間保管）

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・教育期別アンケートや学校評価アンケート、教育相談の結果の集約、分析、対策などの検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりやホームページ等を通して、随時、いじめ防止の取組状況や評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいは、いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的な対処プランを策定し、対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、地域の関係機関（学校運営協議会、民生児童委員等）と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。（事案発生後、3か月以上の見守り期間）

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

### (1) いじめの未然防止の取組

ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

### (2) いじめの早期発見の取組

ア アンケートに基づく教育相談を定期的（年2回）に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ 電話相談等の外部機関を紹介し、児童がいじめに関する相談のできる選択肢を増やす。

### (3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ防止・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 事実把握後、即時にいじめの様態について全教職員の共通理解、保護者への説明と見守り、支援依頼を行う。

オ スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを傍観しない、生み出さない集団づくりを行う。

キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局、大学関係者等とも連携し、講話会を開くなどして進める。

## 4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに上越市教育委員会に報告し、「重大事態対応の流れ」に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ防止・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供するとともに、学校運営協議会で報告する。

## 5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（Plan→Do→Check→Action）で見直し、実効性のある取組となるように努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを7月と11月に行い、いじめ防止・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

## 6 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」は、保護者へも配付し、Webページに掲載する。

(3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

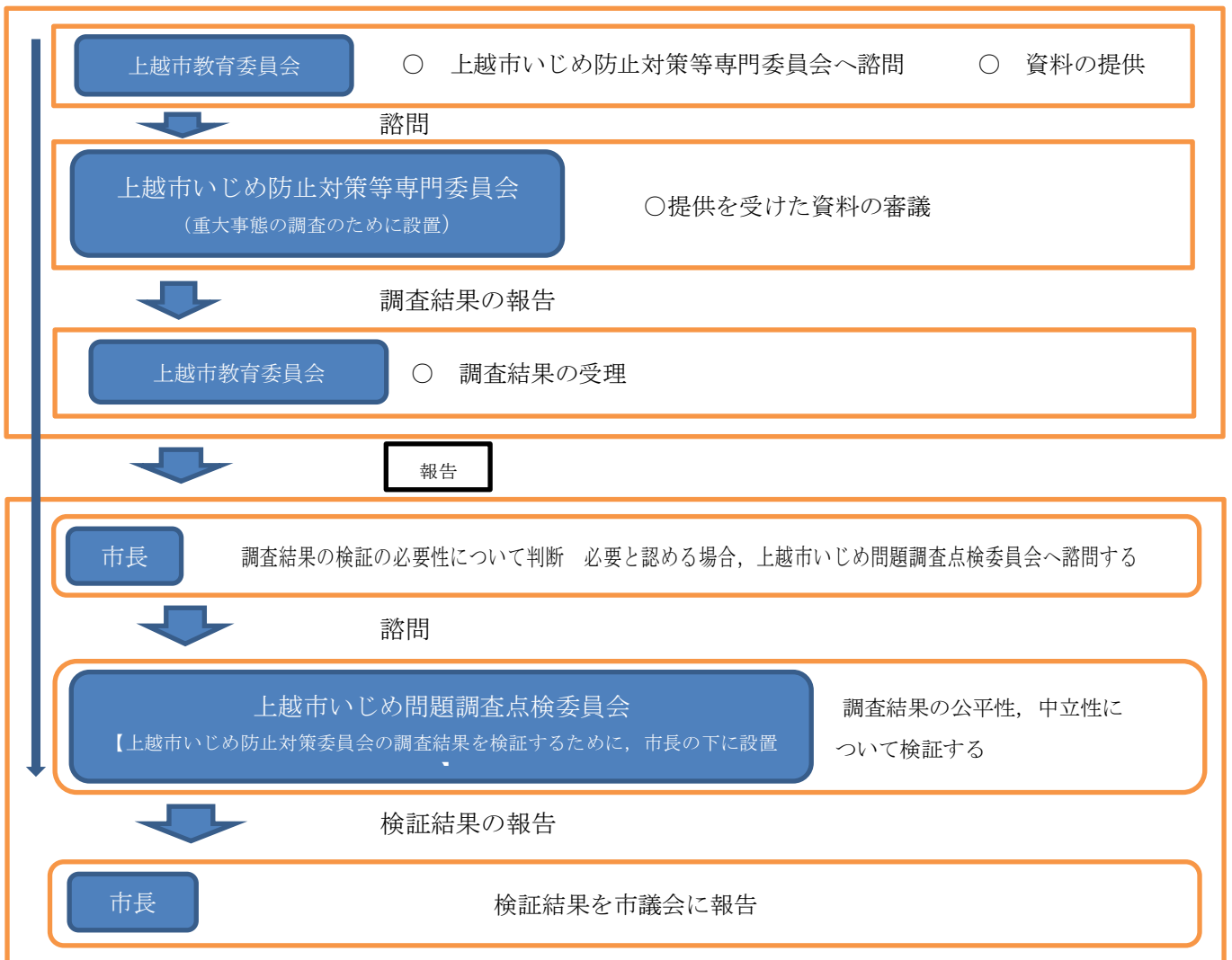
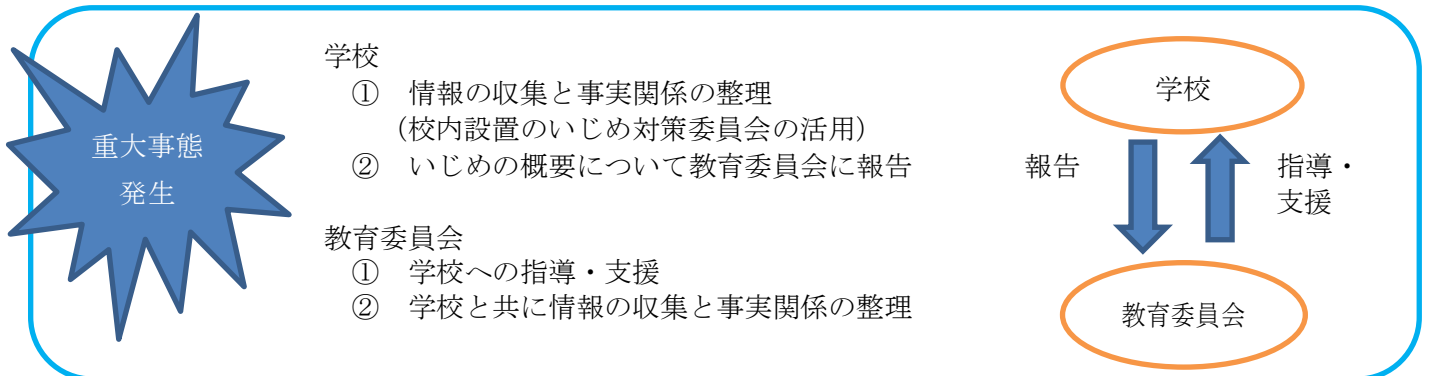
(4) 毎週木曜の放課後の職員終礼で、生活指導に関する情報交換の場をもち、各学級の生徒指導上の情報やいじめに関する情報の共有を図る。

# 重大事態発生時の対応の流れ

## 想定される重大事態

児童がいじめを受けたことにより、

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより、児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた場合（「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。）



<取組の年間計画>

教育期		「いじめ・不登校 対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
第1期 ルールを守ろう	P ↓ D	○「学校いじめ防止基本方針」の内容確認 ○職員研修① ○OHP掲載	○相談室や学校訪問カウンセラーの児童や保護者への周知 ○学級開き ○保健指導	○いじめ相談窓口の児童や保護者への周知 ○発育測定 ○子どもを語る会 ○児童評価アンケート ○子どもを語る会	○PTA総会, 学級懇談会での「いじめ防止基本方針」の説明
第2期 協力してやりとげよう		↓ C		○学校訪問カウンセラーとの連携	○Q-Uテスト ○児童評価アンケート ○子どもを語る会 ○教育相談
第3期 暑さに負けず挑戦しよう	↓ A		○情報モラル指導(ネットトラブル)	○前期児童評価アンケート ○児童評価アンケート ○子どもを語る会	○学級懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
第4期 自分の力を伸ばそう	P ↓			○児童評価アンケート ○子どもを語る会 ○発育測定	
第5期 がんばったことを発表しよう	D ↓	○職員研修②	○道徳・同和教育一斉授業参観	○児童評価アンケート ○子どもを語る会 ○教育相談 ○後期評価中間アンケート	○文化祭 ○個別懇談 ○保護者への学校評価アンケート ○同和教育・人権教育講演会
第6期 寒さに負けず挑戦しよう	C ↓		○保健指導(命の大切さ)	○児童評価アンケート ○子どもを語る会 ○発育測定	○学校評議員による評価
第7期 感謝の気持ちを伝えよう	A ↓	○学校関係者評価の結果を検証し, 「基本方針」の見直し	○6年生を送る会	○児童評価アンケート ○子どもを語る会	○卒業式
通年 ☆気力の充実 ☆社会性の育成	P へ	○校内のいじめに関する情報収集 ○対応策の検討	○生活朝会・全校朝会の実施 ○道徳教育, 体験活動の充実 ○わかる授業の実践	○健康観察の実施 ○学校訪問カウンセラーによる相談	○あいさつ運動の実施(学期に1~2回)